

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	様式第1において、「管理番号は「PRTR届出の手引き」を参考とすること。」では、政令番号等他の番号を用いて提出することができると考えられるが、それで問題はないのか。参考とするでは、強制力がないと考えられるため。	「管理番号」の欄には政令番号等他の番号ではなく管理番号を記載いただく必要がございます。記載する「管理番号」は「PRTR届出の手引き」を参照して記載いただくという趣旨です。
2	様式第6磁気ディスク提出票を廃止してはどうか。 電子届出を推進したいのであれば、選択肢を減らすべきである。 また、資源節約の観点からも廃止すべきである。	いただいた御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。
3	電子届出への移行の推進は望ましいことではあるが、届出期間の延長は電子届出への移行の推進には寄与しないと考える。さらに、届出提出の全体的な出足を遅らせてしまう懸念もある。 届出期間の延長により、化管法第8条第2項及び第4項に基づく都道府県知事への通知が遅れ、届出データの活用等に支障が生じる懸念がある。	電子届出の促進のための施策の一つです。届出期間が延長されるのは電子届出だけですので、届出事項の都道府県知事への通知はこれまでどおり年度内に実施する予定です。
4	備考2及び4の管理番号の定義について、「「PRTR届出の手引き」を参考とすること。」とされているが、法令に定めのない手引書の記載事項を根拠にすることには違和感があり、管理番号に法令上の位置付けを行うことはできないのか。	法令上化学物質名称により物質が規定されており、番号はあくまでも事業者や行政が管理するためのものであるため、管理番号を法令上に位置付ける必要はないと考えております。
5	令和4年度から令和6年度までの間に行われる届出に限り、電子届出の届出期限を7月31日に延長することだが、暫定措置ではなく、令和7年度以降も7月31日とするよう検討いただきたい。 PRTR届出担当が毎年交代する事業者もあり、例年の届出においても事業者の組織内における業務引継ぎがままならい事象が見受けられる。こういった状況において、3	初めて電子届出を行う事業者が、ID/パスワードの取得等の事前準備や、システム操作に対応する期間として1か月の猶予を設けております。一度ID/パスワードを取得し、システ

	<p>年間の暫定措置として届出期限を延長すると、令和7年度以降の数年間、提出遅れが多数発生することが予想され、混乱を招く恐れがある。</p> <p>また、書面と電子届出の届出期限に差を設けることで、電子届出のさらなる推進が期待される。</p>	<p>ム操作に慣れていただければ届出期限を延長する必要はないと考えております。</p>
6	<p>「水銀及びその化合物を、下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設において排出量を把握する第一種指定化学物質に追加する」だけでなく、施設できちんと処理すべきだが、他の法令で規定されているのか？</p>	<p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律は、特定の化学物質の排出量や移動量を把握すること等により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とするものです。</p> <p>なお、環境中への排出の規制等に係る法律として「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」等があり、また、水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理等について定めた法律として「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」、水銀廃棄物を含めた廃棄物の適正な処理に係る法律として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」といった法律などがございます。</p>
7	<p>水銀などは排出量を把握するというよりもそもそも排出しないのがよい。</p>	
8	<p>様式第4（第12条関係） 電子情報処理組織使用届出書 法人にあっては法人番号についての記載を行わせるようにすべきと考える。 そうすればより適切かつ効率的な事務処理が行われるようになるはずである。（容易に、一意に、実在する法人についての確認が行えるようになるはずであるため。）</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>